

旅行業(第2種・3種)新規登録申請書類一覧表

No.	書類名	法	個	備考
1	新規登録申請書(1)	●	●	申請者の住所は、『登記簿謄本の「本店(所在地)」』又は『住民票の「住所地」』とすること。
	新規登録申請書(2)	▲	▲	その他の営業所(支店)がある場合のみ提出する。
2	定款又は寄附行為	○		「目的欄」は、「旅行業」又は「旅行業法に基づく旅行業」とすること。
3	登記簿謄本	○		3カ月以内のもの。「目的欄」は、「旅行業」又は、「旅行業法に基づく旅行業」とすること。
	事業者の住民票		○	3カ月以内のもの。
4	役員の宣誓書	●		監査役を含む全役員の宣誓書(自署のもの)
	事業者の宣誓書		●	自署のもの
5	旅行業務に係る事業の計画	●	●	
6	旅行業務に係る組織の概要	●	●	旅行業務を取り扱う部局及び関連部局の組織図。管理者を明記する。
7	直近の「法人税の確定申告書」及び添付書類の写し(抜粋ではなく、全頁の写し)	○		直近に申告した確定申告書全頁及び下記添付書類の全頁の写し。 ・貸借対照表 ・損益計算書 なお、法人設立後最初の決算期を終了していない法人は、商法第33条第2項に規定する開業時の貸借対照表とそれに計上した預金の残高証明書(貸借対照表作成日と残高証明の日は一致させる)
	財産に関する調書		●	申請間近に作成した「調書」と預貯金の「残高証明書」土地・建物を計上した場合は、その「固定資産評価証明書」(県税事務所又は市町村役場発行)又は鑑定評価書(不動産鑑定士)
8	旅行業務取扱管理者選任一覧表	●	●	旅行業務取扱管理者の合格証又は認定証の「写」、及び履歴書(自署)、宣誓書を添付のこと。(宣誓書は、個人事業者又は役員が取扱管理者の場合には重複して提出する必要はない)
9	事故処理体制の説明書	●	●	「外部との連絡体制」の山梨県の欄には、観光企画・ブランド推進課長名及び電話番号を記入のこと。旅行業協会加入予定申請者はその体制も記入。
10	旅行業約款	●	●	約款2部。2部のうち、1部は登録通知書交付時に返却。(標準旅行業約款の場合は1部で可)
	旅行業約款認可申請書	△	△	標準旅行業約款以外の約款を使用する場合
11	旅行業協会入会承諾書(写し)	△	△	登録後直ちに旅行業協会の保証社員となる場合

- ・丸印は、必ず提出する書類。
- ・三角印は、該当があれば添付を要する書類。
- ・●▲印は、様式書類が販売されているもの。
- ・「法」は法人を、「個」は個人をそれぞれ表す。